

# プール学院大学大学院学則

(平成28年4月1日改正施行)

# プール学院大学大学院学則

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 プール学院大学大学院(以下「本大学院」という。)は、キリスト教の精神に基づいた神への畏敬と人間の尊厳を理念とし、社会の要請に応え、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、民主的教養と国際的理解を有し、世界の市民として人類の福祉と文化の発展に貢献できる人材を育成することを目的とする。

2 国際文化学研究科異文化間協働専攻は、グローバル化の進展する世界において、地域の文化を理解し、異文化間の接触・交流によって生じる現象を多様な側面からとらえ、人類の共生を実現するための国際協働に尽力することのできる専門家を養成することを目的とする。

### (教育内容等の改善)

第1条の2 本学は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織を設け、研修及び研究を実施する。

2 前項の組織については、別に定める。

### (自己評価等)

第2条 本大学院は、研究・教育水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本大学院における研究・教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 第1項の点検及び評価の結果について、本学教職員以外の者による検証を行うものとする。

3 第1項の点検及び評価の項目並びにその実施体制等については、別に定める。

## 第2章 組 織

### (課程・専攻)

第3条 本大学院に、国際文化学研究科の修士課程を置く。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力を養うとともに、高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うものとする。

3 国際文化学研究科に置く専攻および収容定員等は、次のとおりとする。

(専 攻)	(入学定員)	(収容定員)
異文化間協働専攻	0人	12人

### (教員組織)

第4条 本大学院における授業および研究指導を担当する教員は、大学院の専任、兼任の教員および大学院設置基準に規定する資格に該当する本学学部専任教員および兼任教員をもってこれに充てる。

### (研究科委員会)

第5条 本大学院に研究科委員会を置き、委員長は、学長がこれにあたる。

第6条 研究科委員会は、学長及び大学院における授業を担当する専任の教授をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めるときは、大学院における授業を担当する専任の准教授、講師を加えることができる。

3 研究科委員会に関する必要事項は、別に定める。

第7条 削除

(事務局)

第8条 本大学院に関する事務の執行は、大学の事務組織がこれにあたる。

### 第3章 学年，学期および休業日

(学年・学期)

第9条 本大学院の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を2学期に分け、第1学期及び第2学期とする。

(休業日)

第10条 休業日は次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 学院創立記念日 6月2日

(4) 春季休業 3月11日から3月31日まで

(5) 夏季休業 8月1日から第1学期終了日まで

(6) 冬季休業 12月21日から1月10日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長はこれを変更し、または臨時に休業日を定め、あるいは休業期間中に授業を行うことができる。

### 第4章 修業年限および在学年限

(修業年限・在学年限)

第11条 本大学院の修士課程の修業年限は、2年とする。

2 修士課程の在学年限は、4年を超えることができない。

3 前項の規定にかかわらず、2年を超える一定期間にわたって授業科目を履修することを意図して入学する長期履修学生については、4年を超えて在学することができる。

4 長期履修学生について必要な事項は別に定める。

### 第5章 入 学

(入学の時期)

第12条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、学長が必要と認めるときは、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第13条 本大学院の修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(3) 文部科学大臣の指定した者

(4) 本大学院にて大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められた者

(入学の出願)

第14条 本大学院への入学を志願する者は、所定の期日までに入学願書その他必要な書類に別表第2の入学検定料を添えて提出しなければならない。

(入学者の選考)

第15条 前条の入学志願者について選考を行う。

(入学手続きおよび入学許可)

第16条 前条の選考に合格した者は、所定の期日までに誓約書を提出し、入学金および授業料等学費を納入しなければならない。

2 学長は前項の入学手続きを完了した者に対し、学長が研究科委員会の意見を聴き入学を許可する。

(転入学)

第17条 他の大学院の学生が、当該大学院の研究科長の承諾書を付し、本大学院に転入学を志願するときは、欠員がある場合に限り、選考の上学長が研究科委員会の意見を聴き、学年の始めに限って転入学を許可することができる。

(再入学)

第18条 次の各号の一に該当する者で、1年以内に本大学院へ再入学を志願する者があるときは、選考の上学長が研究科委員会の意見を聴き、学期の始めに限って相当年次に再入学を許可することができる。

(1) 願いによって本大学院を退学した者

(2) 第33条第2号により除籍された者

## 第6章 教育課程

(授業科目)

第19条 本大学院の教育は、授業科目の授業および学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

2 前項の授業科目の名称、分類、単位数および履修方法は別表第1のとおりとする。

3 授業科目の履修方法等については、別に定める。

(単位)

第20条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によるものとする。

(1) 講義による授業科目および演習は原則として1時間の講義または演習に対し2時間の準備を必要とすることを考慮し、毎週1時間15週の授業をもって1単位とする。

(2) 実習については準備の時間等を勘案して15時間から45時間までの範囲の実習をもって1単位とする。

(指導教授)

第21条 学生は、指導教授の研究指導および授業科目の選択等、研究一般に関する指導および修士論文指導を受けなければならない。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第22条 本大学院は、教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生が当該大学院において履修した授業科目について修得した単位を、10単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合に準用する。

3 前2項の実施に関する必要事項については、別に定める。

(他の大学院等における研究指導)

第23条 本大学院は、教育上有益と認めるときは、他の大学院または研究所等との協議に基づき、学生が当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。

2 前項の研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第24条 本大学院は、教育上有益と認めるときは、他の大学院または研究所等において履修した授業科目について修得した単位を、10単位を超えない範囲で本大学院に入学した後の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(単位の授与)

第25条 授業科目を履修し、試験等により合格と評価された者には、所定の単位を与える。

2 試験に関する必要事項は、別に定める。

(成績の評価)

第26条 授業科目の成績の評価は、S・A・B・C・Fの5段階とし、S・A・B・Cを合格とする。

2 前項の規定にかかわらず、学長が研究科委員会の意見を聴き特に認める授業科目については、合格又は不合格をもって評価することができる。

3 第1項の成績評価に関する必要事項は、別に定める。

## 第7章 休学、復学、留学、転学、退学および除籍

(休学)

第27条 疾病その他やむを得ない事由によって休学を希望するときは、所定の様式による願書を提出し、学長の許可を受けなければならない。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められた者については、学長は、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第28条 休学期間は当該学年限りとする。ただし、特別の事由があると学長が認めた場合は、その願いにより1年を限度として休学期間の延長を許可することができる。

2 休学期間は、通算して2年を超えることはできない。

3 休学の期間は在学年限に算入しない。

(復学)

第29条 休学期間中に休学の理由が消滅し、復学しようとするときは、所定の様式による願書を提出し、学長の許可を得て復学することができる。

(留学)

第30条 外国の大学院又は大学で学習することを志願する者は、研究科委員会の議を経て、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は1年間を限度とし、本大学院の在学期間に算入することができる。

(転学)

第31条 本大学院から他の大学院への入学又は転入学を志願しようとする者は、所定の様式による願書を提出して、研究科委員会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

(退学)

第32条 退学しようとする者は、所定の様式による願書を提出し、研究科委員会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第33条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 本大学院において、修学する意志がないと認められる者
- (2) 学費等を指定された期限までに納入しない者
- (3) 在学年限を超えた者

- (4) 休学期間を超えた者
- (5) 長期間にわたり行方不明の者
- (6) 第46条に定める外国人留学生で、「留学」の在留資格を失った者
- (7) 死亡した者

## 第8章 修了および学位

(修了の要件及び認定)

第34条 本大学院に2年以上在学し、所定の授業科目について32単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた後、修士論文の審査および最終試験に合格した者については、学長が研究科委員会の意見を聴き、修了を認定し、修了証書を授与する。

- 2 前項の規定にかかわらず、在学期間に関しては、特に優れた研究業績をあげた者に限り、修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(学位)

第35条 本大学院において、研究科の課程を修了した者は、次のとおり修士の学位を授与する。

国際文化学研究科 修士（国際文化学）

(学位の授与)

第36条 学位およびその授与については、別に定める学位規程による。

## 第9章 賞 罰

(表彰)

第37条 学生として表彰に値する行為があった者は、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第38条 本大学院の規則に違反し、又は本大学院の教育方針に反する行為があった者は、学長が研究科委員会の意見を聴き、懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は退学・停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
  - (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
  - (2) 正当の理由なく出席常でない者
  - (3) 本大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

## 第10章 研究指導施設および厚生施設

(研究指導施設)

第39条 本大学院学生は、大学図書館を利用することができる。

- 2 本大学院には学生専用の共同研究室を設ける。

(厚生施設)

第40条 大学の医務室、学生食堂等厚生施設は、本大学院学生も共用することができる。

## 第11章 研究生・科目等履修生及び外国人留学生

(研究生)

第41条 本大学院において、特定の専門的事項を研究しようとする者があるときは、選考のうえ、学長が研究科委員会の意見を聴き、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関する必要事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第42条 本大学院において特定の授業科目について履修しようとする者があるときは、選考のうえ、学長が研究科委員会の意見を聴き、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生がその科目の履修を修了したときは認定のうえ単位を与える。

3 科目等履修生に関する必要事項は、別に定める。

(委託生)

第43条 本大学院において特定の授業科目を学修せしめるため、公共団体その他の機関から学生を委託されたときは、選考のうえ、学長が研究科委員会の意見を聴き、委託生として入学を許可することがある。

2 委託生に関する必要事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第44条 外国人で、大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、学長が研究科委員会の意見を聴き、入学を許可することがある。

## 第12章 入学検定料、入学金及び授業料

(授業料等学費)

第45条 入学検定料、入学金、授業料等学費の額は別表第2のとおりとする。

2 授業料等学費の納入時期、納入方法等必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この学則は、2000(平成12)年4月1日から施行する。

2 第3条第3項に規定する収容定員は、同項の規定にかかわらず、2000年度(平成12年度)については次のとおりとする。

研 究 科	収容定員
	2000(平成12)年度
国際文化学研究科	12人

附 則

1 この学則は、2002(平成14)年4月1日から施行する。ただし、2001(平成13)年度以前の入学者には、旧学則を適用する。

2 2001(平成13)年度以前の入学者については、研究科委員会が履修を認める必要があると判断するときは、研究科委員会が定める授業科目の履修を認めることができるものとする。

附 則

この学則は、2004(平成16)年4月1日から施行する。ただし、2003(平成15)年度以前の入学者には、旧学則を適用する。

附 則

この学則は、2005(平成17)年4月1日から施行する。ただし、第33条については、2004(平成16)年度

以前の入学者にも適用する。

附 則

この学則は、2006(平成18)年4月1日から施行する。ただし、2005(平成17)年度以前の入学者には、旧学則を適用する。

附 則

この学則は、2007(平成19)年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2007(平成19)年4月1日から施行する。ただし、別表第1については、2006(平成18)年度以前の入学者には旧学則を適用する。

附 則

この学則は、2008(平成20)年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2010(平成22)年4月1日から施行する。ただし、2009(平成21)年度以前の入学者については旧学則を適用する。

附 則

この学則は、2012(平成24)年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2013(平成25)年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2014(平成26)年4月1日から施行する。ただし、2013(平成25)年度以前の入学者については旧学則を適用する。

附 則

この学則は、2015(平成27)年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2016(平成28)年4月1日から施行する。



<別表第1>

授 業 科 目		単 位 数	配当年次	備 考	
共通科目	異文化間協働概論	2	1		
	異文化間協働実践	2	1		
専攻科目	国際協働	国際開発特演	2	1, 2	
		国際協働特演	2	1, 2	
		非営利組織経営特論	2	1, 2	
		国際福祉社会特論	2	1, 2	
		ボランティア活動特演	2	1, 2	
		地域経済政策特演	2	1, 2	
		国際文化交流特演	2	1, 2	
	異文化間関係	異文化間理解特論	2	1, 2	
		異文化間コミュニケーション特演	2	1, 2	
		異文化間言語コミュニケーション特論	2	1, 2	
		多文化社会特論	2	1, 2	
		異文化間教育特演	2	1, 2	
	地域文化研究	欧米文化研究特論A	2	1, 2	
		欧米文化研究特論B	2	1, 2	
		アジア文化特論A	2	1, 2	
		アジア文化特論B	2	1, 2	
		日本文化特論	2	1, 2	
		環境・情報・科学技術・市民社会特論	2	1, 2	
実践科目	サービス・ラーニング1	2	1, 2		
	サービス・ラーニング2	2	1, 2		
	フィールドワークA1	2	1, 2		
	フィールドワークA2	2	1, 2		
	フィールドワークB1	2	1, 2		
	フィールドワークB2	2	1, 2		
	フィールドワークC1	2	1, 2		
	フィールドワークC2	2	1, 2		
修士論文	論文指導特演	8	1, 2		

<別表第2>

入学検定料, 入学金及び授業料等学費

項 目	金 額	備 考
1. 入学検定料	30,000 円	
2. 入学金	100,000 円	
3. 授業料 (年額)	250,000 円	
4. 教育研究充実費	200,000 円	